

議第21号

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井孝治

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 固定資産評価員 月額309,000円
- (2) 市会議員のうちから選任される監査委員 月額60,000円
- (3) 監査委員（市会議員のうちから選任される監査委員を除く。）月額323,000円
- (4) 教育委員会委員 月額305,000円
- (5) 人事委員会委員長 月額323,000円
- (6) 人事委員会委員（人事委員会委員長を除く。）月額305,000円
- (7) 市選挙管理委員会委員長 月額133,000円及び日額18,000円
- (8) 市選挙管理委員会委員（市選挙管理委員会委員長を除く。）月額120,000円及び日額18,000円
- (9) 区選挙管理委員会委員長 月額54,000円及び日額10,000円
- (10) 区選挙管理委員会委員（区選挙管理委員会委員長を除く。）月額47,000円及び日額10,000円

- (11) 農業委員会会長 月額70,000円
- (12) 農業委員会会長の職務代理者 月額61,000円
- (13) 農業委員会委員（農業委員会会長及び農業委員会会長の職務代理者を除く。） 月額52,000円
- (14) 固定資産評価審査委員会委員 日額18,000円

2 前項に定めるもののほか、附属機関の構成員その他の非常勤の職員の報酬の額は、月額による場合にあっては579,000円以内、日額による場合にあっては22,000円以内とする。

第3条第1項本文中「月分を」の右に「翌月7日までに」を加え、「、その翌月7日」を「翌月21日」に改め、同項ただし書中「但し、退職又は死亡の」を「ただし、報酬を受けるべき者が退職し、又は死亡した」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

非常勤の職員の報酬を改定する等の必要があるので提案する。